

## 第6章 その他地方拠点都市地域整備に関し必要な事項

### 6. 1 既存計画との調和

本計画は、あきた21総合計画（第3期実施計画）秋田県長期構想（元気な秋田づくり）、各市町村の基本構想、新市町建設計画、都市計画、その他法に基づく各種の計画などに配慮しつつ策定されたものであり、計画の推進においても、これらの計画との整合を図りながら進めるものとする。

### 6. 2 環境の保全

本計画の推進に当たっては、環境保全の観点から、生活・産業排水による水質汚濁等の公害防止、自然環境の保全、文化財の保護、廃棄物の適正な処理等により環境の保全に十分配慮する。

また、秋田県北部エコタウン構想を基本に循環型社会の形成のため、土壌浄化や廃棄物の再資源化・再利用など、環境衛生施設の効果的活用によりごみの減量化とリサイクルを推進する。

### 6. 3 地価の安定

本計画の推進に当たっては、都市機能の集積や住宅供給のための良質な土地の供給を進め、地価の安定を図るとともに、高速交通体系の整備の進展により開発等が見込まれるため、土地取引動向等の把握に努め、地価の高騰が生じないように留意する。

### 6. 4 適正かつ合理的な土地利用

本計画の推進に当たっては、良好な地域発展にふさわしい空間の形成と、乱開発を防止するため、国土利用計画法、その他の土地利用関係法令の適切な運用を行うことにより、適正かつ計画的な土地利用の促進を図る。

### 6. 5 国土の保全と災害の防止

本計画の推進に当たっては、災害の発生を予防し拡大を防止するため、土地区画整理事業等により、道路、公園、緑地及び上下水道の整備等の推進により、防災構造化対策に努める。

また、治山・治水・海岸保全対策等の国土保全、多目的ダムの建設等による水資源の確保、エネルギー供給の確保と有効利用の促進を図る。

さらに、交通安全施設の整備促進等による交通の安全確保と円滑化及び地域住民生活の確保に配慮し整備を促進する。

### 6. 6 電気通信の高度化の促進

本計画の推進に当たっては、高度情報化社会に対応した情報通信ネットワークの整備など、電気通信の高度化を図るため、関係機関との協力連携による基盤整備に努め、高度な情報サービスの提供を推進する。

## 6. 7 農山漁村との調和ある発展

本計画の推進に当たっては、農山漁村部における集落排水施設等の生活基盤や農道・林道等の生産基盤の整備により、農林水産業の振興に配慮する。また、農林水産業の土地または水利用との調整、優良農地の確保等に努めることにより、農林水産業の健全な発展との調和が図られるよう十分留意する。

## 6. 8 地域産業の健全な発展との調和等

本計画の推進に当たっては、基幹産業である農林水産業の地場産業の推進と、恵まれた自然環境を活かした観光産業を推進するため、地場産業との調和が図られるよう十分配慮する。

また、大館能代空港の開港と日本海沿岸東北自動車道等の整備促進及び高度情報化社会は、人、物、情報を活発にしており、地域の活性化のためにその利活用を促進する。

## 6. 9 周辺地域への配慮

本計画の推進に当たっては、広域的な交通・情報通信ネットワークの整備や産業の振興に努めるとともに、北東北の拠点地域として周辺地域にその効果を適切にもたらすため、周辺地域への配慮に留意する。

具体的には、中心4都市を核とし、高齢化、情報化、国際化などのニーズに対応できる医療、福祉、情報・通信などの機能集積を推進するとともに、日本海沿岸東北自動車道の早期全線整備により、拠点地域内の各地区の観光拠点を結ぶとともに、青森、岩手の隣接する地域とも連携した、広域観光ルートの整備を推進する。

## 6. 10 事業推進体制の確保

本地域の構成市町村が設置している「米代川流域地方拠点都市地域整備協議会」を中心に、国、県との密接な連携を図りながら、計画の円滑な推進に努めるものとする。